



島根県報

平成23年12月27日（火）

号外 第 213 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（教育庁総務課） 2

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第18号

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1号様式その1中「宿泊施設の指定 宿泊料 円（宿泊料金、夕食、朝食）、県費支出（夕食、朝食）」

「・バスの借上げ実費（ 円）

・日当の要否（使用月日及び用途）

／ （要・不要 ）

／ （要・不要 ）

を「県費支出（夕食・朝食）」に、 ）」を

／ （要・不要 ）

・パック旅行（泊 食付） 特割 往復割引

・その他 ）」

「・宿泊施設の食事有無等

／ （夕食付・朝食付・施設の指定）

／ （夕食付・朝食付・施設の指定）

／ （夕食付・朝食付・施設の指定）

・自宅等の所在地 に改め、同様式（注）3中「日当を要する場合は、「調整規定の（ ）

・パック旅行（泊 食付） 特割 往復割引

・バス等の借上げ実費（ 円）

・その他（特殊事情） ）」

適用内容及びその他特記事項」欄に使用月日及び用途を具体的に記入すること。」を「宿泊を要する場合は、宿泊施設の食事の有無を「調整規定の適用内容及びその他特記事項」欄に利用月日を記入し、食事の有無の該当するものを○で囲むこと。また、宿泊施設の指定があった場合は、施設の指定を○で囲むこと。」に改め、同様式（注）に次のように加える。

4 自宅等に宿泊する場合は、「調整規定の適用内容及びその他特記事項」欄に自宅等の所在地を記入すること。

「

用 務 地	

「

用 務 地	

第1号様式その2中

在勤地内外の別		
内 ・ 外		
在勤地内外の別	を	に、
内 ・ 外		
在勤地内外の別		
内 ・ 外		
在勤地内外の別		
内 ・ 外		

「

備 考
・ 公用車利用 ・ 自家用自動車同乗 ・ 日当の要否及び用途 (要・不要)

」

「

備 考
・ 交通手段 ・ 交通費調整額 (円)

」

<ul style="list-style-type: none"> ・その他 具体的に 	を	<ul style="list-style-type: none"> ・その他（特殊事情） 	に改め、同様式（注）1中「県内の旅行又は県
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車利用 ・自家用自動車同乗 ・日当の要否及び用途 (要・不要) ・その他 具体的に 		<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段 ・交通費調整額 (円) ・その他（特殊事情） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車利用 ・自家用自動車同乗 ・日当の要否及び用途 (要・不要) ・その他 具体的に 		<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段 ・交通費調整額 (円) ・その他（特殊事情） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車利用 ・自家用自動車同乗 ・日当の要否及び用途 (要・不要) ・その他 具体的に 		<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段 ・交通費調整額 (円) ・その他（特殊事情） 	

外への公用車利用による旅行（宿泊を伴わないものに限る。）の場合に記入すること。」を「県内の旅行（宿泊を伴わないもの）又は公用車利用による旅行（旅費を伴うもの）の場合に記入すること。」に、同様式（注）4中「日当を要する場合は、その用途を具体的に備考欄に記入すること。」を「「交通費調整額」欄には旅行中において必要となった地下鉄、路線バス等の運賃等を記入し、「備考」欄には内訳を具体的に記入すること。」に改める。

出発地 到着地	用務地 宿泊地	在勤地 内外
		内 ・ 外
		内

出発地	用務地
到着地	宿泊地

第2号様式その1中

		・ 外	を			に、
		内 ・ 外				
		内 ・ 外				
		内 ・ 外				

「

日 当		宿 泊 料	
日数	定額	夜数	定額
日	円	夜	円

」

「

交通費 調整額	宿 泊 料	
	夜数	実費
円	夜	円

を」に改める。

第2号様式その2中 「日 当、宿泊料等」を「宿泊料等」に改める。

「

用務地 宿泊地	在勤地内
------------	------

「

用務地
宿泊地

第3号様式その1中

	外
	内・外
	内・外
	内・外

を

に、

」

」

「

「

日 当		宿 泊 料	
日数	定額	夜数	定額
日	円	夜	円

を

交通費 調整額	宿 泊 料	
	夜数	実費
円	夜	円

に、

--	--	--	--

「

日
夜

」を「

夜

」に、「日当・宿泊料」を「宿泊料」に改める。
「着後手当等」を「着後手当等」

第3号様式その2中「日 当」を「宿泊料等」に、

日数	夜数
日	夜

を「

夜数
夜

」に、

「日当、宿泊料、」を「宿泊料、」に改める。
「着後手当等」を「着後手当等」
第5号様式中

「

旅行期間	月	日	～	月	日	(泊日)
------	---	---	---	---	---	------

旅行日程及び調整規定の適用等の変更内容及び変更理由

「

旅行期間	月	日	～	月	日	(泊日)
------	---	---	---	---	---	------

旅行日程及び調整規定の適用等の変更内容及び変更理由

交通費調整額	備 考
円	

改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注） 「交通費調整額」欄には旅行中において必要となった地下鉄、路線バス等の運賃等を記入し、「備考」欄には内訳を具体的に記入すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の規定により作成された用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。